三　有線テレビジョン放送事業者の指定の失効

| 有線テレビジョン放送事業者の氏名又は名称 | 指定番号 | 指定の効力を失った年月日 |
|---|---|---|
| 東京建物株式会社 | 第ＫＴ０２３３－０２３１号 | 平成二十五年六月五日 |
| パークシティ溝の口管理組合 | 第ＫＴ０２９４－０２９０号 | 平成二十五年五月二十二日 |
| 東加古川ハイタウン管理組合 | 第ＫＴ０３４０－０３３６号 | 平成二十五年五月二十二日 |
| 明治大学 | 第ＫＴ０３５０－０３４６号 | 平成二十五年五月十六日 |
| コスタ・ミラにしきのはま管理組合 | 第ＫＫ００５０－００４６号 | 平成二十五年六月四日 |
| 桜井市 | 第ＫＫ００５４－００５０号 | 平成二十五年六月二十七日 |

**○法務省告示第百五十三号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月九日

法務大臣　谷垣　禎一

変更前の名称　合同会社コンサルティング岩田

変更後の名称　合同会社北海道民事紛争解決センター

変更年月日　平成二十六年三月一日

**○国土交通省告示第四百九十四号**

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十六年三月三十一日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 名称 | 踏切道名称 |
|---|---|
| 1．踏切遮断機を設置すべき踏切道 | |
| 事業者名 | 線名 |
| 上毛電気鉄道株式会社 | 上毛線 |
| 九州旅客鉄道株式会社 | 日南線 |
| 2．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道 | |
| 事業者名 | 線名 |
| 名古屋鉄道株式会社 | 名古屋本線 |

| 名称 | 踏切道名称 |
|---|---|
| 事業者名 | 線名 |
| 上毛電気鉄道株式会社 | 上毛線第52号 |
| 九州旅客鉄道株式会社 | 清水 |
| 名称 | 踏切道名称 |
| 事業者名 | 線名 |
| 名古屋鉄道株式会社 | 名古屋本線 |

**○国土交通省告示第四百九十五号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十二条の規定に基づき、基本測量に関する長期計画を定めたので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。

平成二十六年四月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

**○海上保安庁告示第四十四号**

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年四月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

| 名称 | 五ケ所港南海洋牧場浮標灯 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 三重県五ケ所港（田曽埼灯台の西方約一・九キロメートル） |
| 北緯 | 三四－一七－三二 |
| 東経 | 一三六－四〇－〇三 |
| 廃止年月日 | 平成二十六年一月二十二日 |

| 名称 | 五ケ所港北海洋牧場浮標灯 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 三重県五ケ所港（間鼻島灯台の東方約七〇〇メートル） |
| 北緯 | 三四－一九－一八 |
| 東経 | 一三六－四一－三一 |
| 廃止年月日 | 平成二十六年一月二十一日 |

**○海上保安庁告示第四十五号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年四月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

| 名称 | 薫別灯台 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 北海道標津郡標津町（薫別） |
| 北緯 | 四三－四七－四七 |
| 東経 | 一四五－〇三－三九 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 五、六〇〇カンデラ |
| 光達距離 | 一二・五海里 |
| 変更年月日 | 平成二十六年一月十六日 |

| 名称 | 八代港小築島灯浮標 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 熊本県八代港（八代港防波堤灯台の南西方約四・〇キロメートル） |
| 北緯 | 三二－二九－三四 |
| 東経 | 一三〇－三〇－二七 |